生命倫理専門調査会の当面の検討事項について

昨年11月に制定された「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（以下、「クローン技術規制法」という。）で規定されている事務など当面以下の３点について調査・検討を行う。

１．特定胚の取扱いに関する指針

クローン技術規制法に基づき、文部科学大臣の諮問を受けて、特定胚の取扱いに関する指針を調査・検討し、必要な意見具申を総合科学技術会議として行う。

本指針は法律の公布日（平成12年12月６日）より、１年以内に定めることとされているが、法律の人クローン産生禁止に係る部分の施行は本年６月であり早急に整備することが望まれる。

２．ヒト胚性幹細胞（ヒトＥＳ細胞）の樹立及び使用に関する指針

昨年３月に科学技術会議生命倫理委員会がとりまとめた基本的な考え方において、「ヒトＥＳ細胞に関する規制の枠組みについては指針として早急に整備すること」とされている。

これを踏まえ、昨年11月から12月にかけて科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会で指針案について検討を行い、ほぼ成案を得たが、省庁再編後、総合科学技術会議の意見も聴くべきとされたところ。

このため文部科学大臣が総合科学技術会議に指針案について諮問することとしており、それを受けて本専門調査会で調査・検討し、必要な意見具申を総合科学技術会議として行う。

３．ヒト受精胚の取り扱いのあり方

クローン技術規制法附則２条に基づき、ヒト受精胚の取り扱いのあり方に関し、調査・検討する必要がある。

この検討は、法律の施行日（平成13年６月６日）より３年以内に必要な措置を講じるべく行うこととされており、従って、平成15年の秋には総合科学技術会議としての検討結果をとりまとめることが必要。

（参考）

○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（抄）

（平成12年法律第146号）

（指針）

第４条　文部科学大臣は、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚（以下「特定胚」という。）が、人又は動物の胎内に移植された場合に人クローン個体若しくは交雑個体又は人の尊厳の保持等に与える影響がこれらに準ずる個体となるおそれがあることにかんがみ、特定胚の作成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い（以下「特定胚の取扱い」という。）の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、特定胚の取扱いに関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

２　指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　特定胚の作成に必要な胚又は細胞の提供者の同意が得られていることその他の許容される特定胚の作成の用件に関する事項

二　前号に掲げるもののほか、許容される特定胚の取扱いの要件に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、特定胚の取扱いに関して配慮すべき手続きその他の事項

３　文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

４　文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附　則

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。